

兵粟郷土研究会 會報



NO. 14

37 9 1
兵粟郷土研究会
山崎町教育委員会内
TEL. 750

山崎闇齋の学問 (二)

東大教授 阿部吉雄 述

木下利房は家定の次男で、木下長嘯子勝俊の弟でございます。のちに若狭高浜城から足守城の城主になつております。闇齋先生のお父さんが仕えた時にはこの足守城の城主でありました。これはこの度こちらに参りますについて山崎家譜というものにあつて調べてみた訳でございます。これ以上山崎と闇齋先生の関係は私には未だわかりませんが、今後の課題として残しておきたいと思つてございます。闇齋先生が生まれましたのはこの四番目に書いてございませうとおり、元和四年十二月九日京都に生まれておりますが、この時暹窩先生は五十八才、林羅山先生は三十八才、中江藤樹先生は十才、谷時中（土佐南学派の人）先生は二十二才、野中兼山先生は五才でございます。闇齋先生は、七、八才の頃、比叡山に侍童となつて勉強に行つていたのでございませう。この当時の詩なども残つておりますが、大変ワ

ンバクもので手のつけられない子供であつたと伝えられておりますけれども、お母さんのしつけ、お祖母さんの教えが仲々きびしかつたのであります。丁度碑文にございますとおりお母さんの佐久間という方が常に先生に教えて「タカは飢えても穂をついばない」待たるものはまさに志しを高くしなければいけない。つまり「武士は食わねど高揚杖と教えておつたらしい。お祖母さんは非常に厳格な人で、ことわざをひいて「身一銭、目百貫、汝よく字を学べ」と云い、字を知らなければ盲と異ならないといつて常にきびしい教えを示したのでございます。特に「タカは飢えても穂をついばまない、待たるものは志を高くすべし」というこゝろいう教えを常々教えていたのであります。この教えが闇齋先生の学風に大変関係してくるのであります。あの碑文にも書いてあるとおり（肥塚註、山崎闇齋神社にある内田周平の山崎闇齋先生祖考之碑）「嗚呼、先生の深き、風節の高き、庭訓に受けているものけだし少なからず」と書いてございませうがたしかにさうでございませう。いまこの風節というふうな言葉はわからない言葉になつておりますが、節義とか風節とか結局は操のことなのでございませう。純潔な精神のことなのでございませう。常に理想をいだいてその理想をまげないで行く。それが節義であります。その節義の学問を骨子としておる。その風節の低いことが家庭教育から来ている。とさう書いてございました

が、確かにそのとおりなのであります。

さて十五才のときに妙心寺に「坊さん」として仕わされ
ますけれども、宗絶と自ら号しております。妙心寺には土
佐の山内一豊の腹違いの兄さんがおりました。大麥關齋先
生を可愛がつておりました。十九の時土佐の山内一豊の菩
提寺の吸江寺に行きます。吸江寺の跡取りになるとい
うことで行つたのですが、ところが土佐には野中兼山とい
うな人がおりました。その方々が非常に儒学を研究して
まして、新しい学問を樹立しつゝありました。藤原先生の
パトロンが赤松広通というならば關齋先生のパトロンは野
中兼山で一万石の土佐の家老でありました。野中兼山とい
う人は非常にすぐれた政治家でもあり、見識もある人であ
つて土佐にいろんな土木事業をおこし植産興業に土佐の港
を開いたり土佐に蛤のおみやげを買つてくれといつて一船
の蛤を買つてきて、港に着きますと舟をひつくりかえして
皆がおどろいていますと、この蛤は今後みなさんのおみや
げになるのだ子孫のためのおみやげになるのだ。といつた
有名な話があります。土佐の蛤は野中兼山が他の土地から
持つて来てその蛤を海岸にひつくりかえしたといふことが
初めになつてゐる話もございすけれどもそういう素晴し
い経倫家、政治家、事業家であつたわけでありす。しか
もその学問について非常な熱心な熱情をもつておりまして
一生懸命に新しい儒学というものを研究しておりついに關
齋先生をさそつて衣をぬがせてしまい、というよりも關齋
先生自ら悟つて儒者になるわけでございます。關齋先生が
帰儒したのは二十五才の頃であらうと思つたのでございす。

家譜によりますと二十九才の頃になつて初めてお父さんの
命令で山崎氏に帰つた。一名は嘉、字敬義、關齋と号し嘉右
衛門と称し」ところ書いてございす。この当時關齋先生
は本当にこの朱子学に熱中しておつたのです。關齋先生の
家と伊藤仁斎の家と丁度堀をはさんで向いあつていたので
あります。ほとんど筋向いになつていたのであります。け
ども伊藤仁斎先生の関係の日記によりますと、關齋先生は
まるで氣違ひでありました。朱子を慕うあまり朱子の名前
を「朱子の名前は熹」この熹という字にちなんで熹とい
字を用い、朱子はまた晦庵と自ら号した。それにちなんで
關齋と号したのであります。手ぬぐいなども朱色のものを
ぶらさげ、本も朱色の表紙を用いまるで氣違ひみたいに朱
子に熱中しておるといふことを伊藤梅宇の日記に書いてご
ざいすけれども、そんな風に非常に朱子に熱中した時代
があつたわけでございます。しかしだんだん先生が日本の
学問に目を開きますがしかしその前に特に朝鮮の李退溪の
学問に心酔するわけでございます。おそらく私の研究によ
りますと、その結果儒学に対して非常に自信を得まして、
今の儒学はいかん、いわゆる京都学派の儒学はいかん。こ
れはただ物識りの学問だ、こういう学問ではだめだ。本當
に自分等の生活に密着した自分の血となり肉となる学問で
なければいけない。生活に結びついた学問でなければだめ
だ。そういう主張をばげしく持つようになつてくる。そう
いう主張がはつきりしだして、初めて塾をひらいたのは三
十八才の時であります。

やがて今度は關齋先生、日本の伝統に段々興味をもつよ

うになつて研究いたすのでございすが、いろいろこの自信を得た結果四十一才頃になつて初めて江戸に出かけまして、そうして殿様、当時の寺社奉行である井上正利侯、加藤泰侯、こうして人の先生となるのであります。これは有名な話がございますね。 關齋先生という人は本当に何と申しますか「道」「真理」を信ずるが故に只権門、只殿様に頭をさげない。井上侯が名前をききましたして是非先生として招聘したいと、こういうことを云いますと、先生は若し本当に自分の教えを聞きたいと言ふならば、こちらに来て学ぶのが当然である。本当に道をたずねたいなら自分のところに来なさい。 こういうことを言つたという有名な話がございます。これは「道」というものを「私達の道」つまり道学と申します。が、いま悪い意味で道学といひますけれども、道学者みたいだ。つまり偽善者のことを道学者といひますが、關齋先生の学問は本当は「道」「人の道」の学問なのです。人の道といへば新しく聞えるかも知れません。人の道の学問なのです。いわゆる朱子学ではない。自分の学問は朱子学とか支那の学問ではないので、いわゆる学問ではなく、本当に人間の生きゆく道の学問であるといふことを主張しますから、道を尊ぶならば、道をつたえる先生も尊ぶべき筈である。若し道を聞くといふならば、またつて学べ、行きて教える例があるといふことを聞かない。

こういふことを言つて、ついに井上侯が關齋先生のところへ出かけて行つた。そして關齋の教えを聞くといふような事があつた訳なのですが、この話は有名な話で、この話の後、保科正之侯に伝つて、保科正之侯がこれを今時珍らし

い学者だ。そういう学者はいない。みんな金持とか権力家に追従するものばかりだ。そういう信念のある学者は自分も会つてみたいといふこと、保科正之侯がついに關齋先生を自分の師としてまねくことになる訳なのです。この關齋先生四十一才から五十五才保科正之侯が死ぬまで、ほとんど毎年半年は江戸に参りまして殿様の先生となつたりあるいは門人に教えたり、それから後の半年は京都に帰つて門人に教えるといふ生活をつつと続けております。そして四十八才で保科正之侯の先生になる訳なのでございす。これは有名な会津の殿様でございまして三代將軍家光侯の伯父で大老の地位にあり飛ぶ鳥も落す勢いな訳でございす。この保科正之侯に非常に信用されるのでございす。先ほど嘉治先生から三つの楽しみがあるといふ逸話がございしましたがその保科正之侯なのでございす。飛ぶ鳥も落すような当時のえらい勢の保科正之侯に仕え、仕えるといふよりも保科正之侯の先生になつたといふことが關齋先生の名声を一層大きくする所以になつたといふことが關齋先生の名かくて天和二年九月十六日なくなつております。こういふあらましの生涯でございすが、關齋先生につきまして

月刊雑誌
週刊誌
志水成文堂

山崎町本町通
電 五四七

いろいろの評価がある訳であります。先程嘉治先生から、今頃闇齋先生のことを言うのは保守反動ではないかという話もございました。たしかにこの日本精神の権化、国体護持の主唱者というふうには評価されてきた面もございませう。たしかにその点は否定できません。

しかし私はやはり現在こそ本当の意味の日本精神が喚起されてしかるべき時代であると思うのでございます。また他の評価と申しますのは、闇齋先生というのは非常に研究的で学問的で、決して一言半句も何かの典籍にもとづかないということにはなかつたということ。これは有名な内藤湖南先生なんかそういう風に評価しております。

(文責者 肥塚義彦)

揖保川高瀬舟考(五)

宇野正彦

近世初頭、角倉了以が、山城国堰川、富士川、賀茂川を掘さくし、又、高瀬川を開鑿し、それぞれ、舟運の便を開いたことにより、各地の河川も、舟運の便が開かれることとなつたといわれているが、播州においては、加古川の場合、滝野、斗龍灘をはじめ、下流までに、数ヶ所の岩場があつて舟の運行が不可能であつた。阿江与助は私財を

投じて、文祿三年にはすでに、その工事を完成している。

(地方史研究六号県立教育研修所藤井喜明氏の論文より引用) 角倉了以が、大堰川の工事を行つたのは慶長十一年(一六〇六)で、加古川ではその頃には、支流田高川の岩石切開、瀬掘などを行つて慶長九年丹波地方との連絡も可能となつていゝるほどであつて、近世初頭当時は、各河川共に時期を同じく、開鑿の工事が始められていたのである。揖保川の場合も、右のような、全般的な情勢のもとで行なわれものと考えられる。

実粟郡誌(大正十二年刊)才三章の記述によると「：抑、此の路は往昔、所々難所ありて、通航思ひも寄らざりしを、山崎町の龍野屋孫兵衛という者、元和年間に莫大の資を投じ、岩石を取毀ち、水路を開きて航通の便を与へたり」とあり、その功績により川舟二艘の免許を得たとして次の免許の文を掲げている。

山崎町 龍野屋孫兵衛に川船二艘分元和七年より、無役に被仰候、其分 可有御心得云々

十月十七日 神修理 印

福風 与三郎 殿

小林五郎左衛門殿

そして、神修理は幕府の勘定役、福風、小林の兩人は、

時の城主松平石見守の家老と註している。
守令交代記（元祿十二年片岡醇徳著）には

一、元和元年六月、宍粟郡を松平石見守殿（輝澄三佐衛門殿四男）に賜る。柏野の郷（今は広瀬の郷と云へり）篠丸山下、山崎府に、古しへ雲州尼子の砦と云いつたえる旧地に構を設け、屋形を造営して居守し給へり、租税の斂法斗代、前に同。麦税また同。：：（中略）：：此とき山田、山崎打継ぎ、農人町にて庄屋さばき。同三年、町年寄役に改る。山田町、米屋六兵衛、山崎町、英賀屋彌次兵衛・龍野屋孫兵衛、右三人。御銀改兼勤。川舟二艘宛、運上銀赦免。於此工商の人来り集り、町数漸次にひろがり終に十町に及びぬ。」とあつて、元和三年に、町年寄役となつた、米屋六兵衛、英賀屋彌次兵衛、龍野屋孫兵衛の三人共が、川舟二艘宛免許され、運上銀赦免されている訳で「宍粟郡誌」はどんな史料を引用したか明らかでないが、莫大な資を投じて、その功により川舟二艘の免許を受けたのが龍野屋孫兵衛であれば、龍野屋同様に初代町年寄に選ばれ、共に御銀改役を勤めていた。米屋、英賀屋も川舟二艘の免許、運上銀御免となつたのは、やはり、揖保川の開鑿に対しても、私財を提供したのであろう。

加古川の開鑿、殊に、龍野、斗龍灘、田高川の工事は、池田輝政（三左エ門）が播磨全域を支配した時で、彼が許

可を与えた訳であるから、輝政の四男、松平石見守、輝澄が、宍粟郡を元和元年に拝領するに及んでは、治郡の才一として加古川同様揖保川の舟運開通を考えたから、当時、山崎の町民の中で最も経済力の豊かな三人に資金の拠出を求めたのであろう。しかし、宍粟郡誌の（大正刊）の説によれば、幕府勘定奉行が、龍野屋に無役を許しているのはどう云うことなのであろうか。後考を要することである。又、「延宝七末年 完粟郡之内山崎領内覚書」（本多家文書文ノ五四号）によれば

「一、運上免許之舟 四艘内 二艘 阿かや彌次兵衛、二艘、たつのや孫兵衛、右兩人は松平石見守、松平周防守殿御代、備後守、豊前守三代共に免許仕候」とあつて、英賀屋、龍野屋兩名のみが石見守、輝澄の頃即元和年間より免許を受けているにすぎない。そうすれば、宍粟郡誌（大正刊）では龍野屋一名「守令交代記」では、米屋



すぐ間にあう
高級紳士服

わじろの洋服店

山崎町福原町（商工会館前）
TEL 1116番

英賀屋、龍野屋の三名、「本多家文書」では英賀屋、龍野屋の二名が免許を受けたことになり果して何れとするか。

実粟郡誌（大正刊）は、更に「領主の代替り毎に左記の文面により、この免許状を下附せられたり」として、

「出石川舟式艘の役儀 如先規御免許之旨被仰付証文如件」の文面を記載している

が、平瀬家文書には

「出石河船式艘之

跡儀断申上付而

令披露候之処

任先代之例可致

差許之旨上下之間

船作可申候 為其

証文如件

寛永十九年午二月二日

石河 作右衛門

都 筑 六太夫

石 河 善太夫

阿かや彌次兵へとの

の折紙がある。この寛永十九年は別に領主の代替の年ではないが、寛永十七年十月に、松平康映が泉州岸和田より入封したので、この時の承認が、十九年二月となつて入封している。文面に「式艘の跡儀断申付而：：：とあることに何か意義があるのだろうか、先代の例に任せて差許

くすりの専門店



したのであるから、松平石見守当時から「二艘の役儀」は免許されていたので、英賀屋を龍野屋と（龍野屋の場合実粟郡誌を信憑す）共に確実と見なすことが出来るので、米屋に関する史料の発見されるまで、何とも云えない。前掲の「守令交代記」は当町有識の町人学者の片岡醇徳の著書であり、一方、本田家文書は、延宝七年大和郡山より山崎に入府した時の覚書きで、所謂、前領主よりの引継関係の書類で、粗略には作製されなかつた文書であつて、誤のあろう筈はない。強いて云えば「守令交代記」は、元禄十一年の著であり、川舟の事は、僅かな字数で以て説明している。この間に間違いが混入する余地がないとも云い切れない。しかし元禄十一年の頃には、運上免除の特権をもつ川舟問屋は現存した筈であるから、そう簡単に間違ふ筈がないとも云える。何れにしても、史料の発見を期待して決定的な論は差ひかえておくことにする。

揖保川に舟運の便が開けたのは、山城大堰川より、約十

年程のおくれであつた訳で、かなり早い開通と云えるのであるが、千種川の場合は

「定高瀬舟数 上月村、円光寺村

一、七艘者 但一艘ニ付一ヶ年

此(□)舟 式拾八艘 四艘宛事

右ニ銀子百貳拾匁

但一艘ニ付 四朱宛

元和元年十月三日

関 六 兵衛

服部 三郎兵衛

の如き文書が「佐用郡誌」に見られるので、或いは揖保川より早いのではないかとも考えられるが、相対位置より見れば、揖保川の龍野辺に相当する訳であつて、龍野ならば山崎より舟運開航は早い筈であるから、揖保川、千種川は大体、同時期の開通と云える。

右のようにして開通した高瀬舟は、免許船四艘(本多文



食料品
青果

しづのや

山崎町本町
電 四二八

書による」と、他に運上免除のない舟があつた筈であるが史料欠如のため不明であるが、その後、大庄家、出石彦左エ門が松平周防守より、高瀬船刊煎中につきという理由で「運上免許式艘」(本多家文書)を受け年に米二俵も受けていることから運上免許のない舟はかなり多かつたと思われる。この運上免許船の通行は、特権のあるものであつた。即ち、「実粟郡誌」(大正十二年)には「：：伝ふる所によれば、其の船、通航の際には、必らず縦横一尺ばかりの浅黄、若くは黒色の布片に「日の丸」をかきたるものを立て、目印した」として其の筋の監督を受けることもなく、他船に対して、水路をゆずることもなかつたといふ。

かゝる特権をもつた家系も、家運の隆替を如何ともすることは出来なかつた。

出石川舟式艘之役儀

従先規 英賀屋

彌次兵衛江御免許

之処 彌次兵衛従

改役付 自今 以後

其方江 依被

仰付 為証文如件

宝永三正月十二日

太田 平右衛門

舟木 三左衛門
内 藤 平 馬
近 藤 齊

千草屋 源右衛門との
(平瀬氏文書)

右の如く宝永三年には、英賀屋から、千種屋に権利は移譲されているが、千種屋も宝暦六年には、家計不如意となつているから、おそらくは他家に移譲されているであろう。
(同学の方の御報知をえたい)

龍野屋は、幕末頃まで出石河岸で問屋を営んでいたことは網干成田屋に残る文書で明らかで、郡北の特産鉄荷物も一手に扱っていたらしい。現在は、当時の建造物が一部残るにすぎないが……。

高瀬舟に関して、記録に残る点は多くはなくてその一部にすぎないが、延宝七年頃には

(1) 川舟運上銀は老ヶ年、三拾目(一艘に付)で舟を使用し初めた月から、月割にして納付した。宝暦十年頃も同様三拾目であつた。(安井俊二氏の見られた天明八年の巡見使のための要覧にはどんな記載があつたらうか)

(2) 舟賃、出石く網干間 十二匁 (一艘に付き)
宇原く網干間 十一匁 ()
宝暦十年頃は、米直段高値と見えて

出石く網干間 十五匁 (一艘に付き)

外かかり物四匁一分五厘

字真六のことなら何でも

内海字真店

山崎町本町



出石く銚万津間廿四匁五分(一艘に付き)

かかり物一匁六分

右の「かゝり物」とは何であろうか、延宝七年の時には舟賃の外に「商買人の荷物は、老艘に付、三匁四分づつ龍野御領分ニ而、分一出申候」とあるのと同様であろうか、それならば他領通行に際に通行税を徴収された訳だ。銚万津迄の一匁六分は、四匁一分五厘の上と解すべきだろうか。
(3) 高瀬舟は宝暦十年頃は、運上の対称の分のみで、二十

三艘と記録され、総額運上銀、六百八十五匁あつた。

(一艘一ヶ年三十目の割)が、別の記録によれば「凡、出石引上ル舟数 百艘斗リ」、「凡百廿艘斗リ」とあつて「龍野よりの村々」とも付記されている。これらは全く運上銀の対称とはならなかつたのであろうか。とすれば他領の村々の舟と考えられる。宝暦二年の「舟方出入大坂御番所江双方連印ニテ上ケ候控ノ留メ」(福井託二氏所蔵文書)には、舟持の村々は

脇坂主殿領分、播州揖東郡香山村
 脇坂主殿領分、播州揖東郡上笹村
 脇坂主殿領分、播州揖東郡下笹村
 建部丹波守領分、播州揖東郡下野村
 建部丹波守領分、播州揖東郡背崎村
 建部丹波守領分、播州揖東郡宿村
 池田伝之助領分、播州揖東郡吉嶋村
 で、僅かに

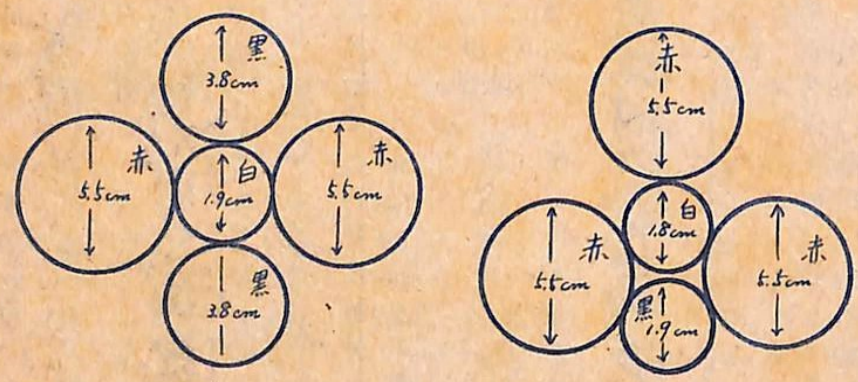
(4) 問屋の数については史料がないが、元和年間の免許の分のみでも、二、三軒でそれ以上を考えるべきで、出石彦左衛門が、松平周防守の代、(寛永末年)に加わり、最低、三、四軒、この状態は、本多家文書から見て、延宝七年頃まで続いていた。宝暦二年の「舟方出入」一件(福井氏所蔵)の文書には「播州完粟郡出石、中広瀬村孫八儀、去末六月五日訴状差上候者、孫八儀伊保川筋出石川岸ニ而外問屋九人之者一統之舟問屋仕り：：：」と計十軒の問屋があつたことを述べていて、個々に名が見えるのは、広瀬屋九兵衛、嶋屋兵右エ門と孫八(屋号不名)で大庄家として彦左エ門も名が出ているが問屋であつた。以上、揖保川高瀬舟について管見を述べて一応終りとしま

す。積荷の点資料整理が終れば稿を改めて高覧をえたいと考えます。史料お貸し頂いた方々に感謝します。なお才一回の「高瀬舟聞書」の後尾の、柳屋三木氏は柳屋三木氏のことで訂正します。

算額について

山崎町門前八幡神社奉納

肥塚義彦



算術

今有如図直線載隔斜五円
 只云赤白円径差一寸
 問黒円径幾何
 答曰黒円径五分
 術曰置差半之而
 得黒円径合問

今有如図赤黒円各二個以
 囲白円径唯云黒円径二寸
 白円径一寸問赤円径幾何
 答曰赤円径三寸
 術曰以白黒差除白黒和而
 乘白径得赤円径合問
 干時明治三庚午年

山崎町上寺

各種瓦池田製瓦株式会社

電一六一

三月廿七日

下野村 石井 藤五郎
山崎藩中 和住 中五郎(花印)

香川県多度津工業高校から本年五月依頼があつて、算額の調査を行つたところ、宍粟郡山崎町門前八幡神社の絵馬殿に明治二年の年号の入つた算額一面を発見した。

額の大きさ外側で縦六一・五櫃、横四一櫃内側は縦四九櫃横三六櫃で前記のように記載されている。

この算額は勿論和算であるが本来明治以降欧米の数学を採用されているので、それ以前の数学を和算と区別して呼ぶことになつてゐる。和算の歴史も古いが、慶長の頃毛利勘兵衛重能が支郡から「算法統宗」を携え帰つて、珠算が普及、後京都で門人をとりにたてた。その著「帰除濫觴」は吾国算術書の嚆矢といわれる。高弟今村和高の系統で渋川助左エ門春海は最初に暦を作つた人、才二の算術書「塵却記」を著した。和算の大家関孝和は、勘兵衛の弟子高原吉

種の高弟で、関流の始祖、その流派は隆盛を極めた。外に吉田流、百川流、昏一流、中西流、宮城流、宅門流、会田流などがある。現在ではそろばんを残しただけで見ると見べきものがない。(平凡社百科事典参照)

算額は、この和算家が新しい術を考案した場合社寺に奉納したもので江戸中期に初り江戸末期がもつとも盛んであつた。この八幡神社の算額の才二問を洋算で文章にすると

才二問は
油田の算額 \parallel 油田の算額 \parallel 油田の算額 \times 油田の算額
油田の算額 \parallel 油田の算額 \parallel 油田の算額
となる(この頃は山高校森重玄大教諭の解答)

農村の歌舞伎舞台

青木と大森神社分

本年五月下旬に來郡して農村歌舞伎舞台を調査していた松崎茂博士(栃木県前橋工大教授)は郡内現存二十五の舞台を一々実地踏査してその結果を発表した。その内山崎町青木の舞台は、大きさと造りの精巧さでは、日本屈指である。その他千種町河呂大森神社の舞台の「ぶちよう」は実に貴重な研究資料であると折紙をつけられた。

青木舞台は間口十一米、奥行九米で関西では比類のない大きさ。屋根はいりもや葺、回り舞台は二階と同時に廻す二重回り舞台で固定式皿廻り方式、回転方法は、地下で綱

をつないで廻すのではなく、舞台上に組立てられた柱を押し
て回転さすので地下で廻すより様式としては古いという。
舞台上もせり出し、引きわき、がんどうが使われ改装を容
易にして舞台面積を広くするよう出来ている。他地方にな
い独特のものは舞台が平舞台、せり出し舞台、固定舞台の
順で三段になつてゐること。その他下座（はやし等する）
が舞台の両側についてゐる両下座式である。楽屋は地下に
独立してあり、観客席は羽木方式という弓なりの木二本を
八組ほどゆわえ、油紙や蓑をかけ、雨もり防止と露しのぎ
の装置が残つてゐる。これは音響効果を増すためによいと
いわれており、近畿地方では一寸例がないそうだ。関東に
はちよいちよいあるとか。

大森神社の舞台は、明治三十一年建築、約百二十平方
米舞台中央に直径七米の回り舞台がある。そのうえにひきわ
け、せり出し、左右にがんどうなどがある。問題のぶちよ
う（葎張）は、舞台正面の戸（縦三米、横十米）を観客席
の方へ上げると内側に扇形のさんのある屋根が出来、舞台
を広く見せようというもので舞台を使用していないときは
雨戸になる。このぶちようというものの古文書にあつて、実
物は発見されていなかつたと松崎博士は言明されたらしい。
がんどうは舞台の左右巾一米、長さ三米ほど下に倒れ、
回り舞台の上のひきわけを乗せる役目を果し、せり出しと
共に、表で芝居をしてゐる間に、裏で舞台装置をして、幕

合いを短縮するものである。このがんどうも、同教授の話
では群馬県と徳島県の一部にあつただけだとのこと。総体
に関東地方より舞台は規模が大きく、数量も多い。構造は
岡山県と類似してゐる、といつたところ。

義貞の寄進状

—伊和神社所蔵—

奉寄進 一宮伊和大明神

播磨国神戸郷々司職事

右為 天下泰平 朝敵滅亡家門安全当郷為御敷地之上旁
依有社家の洞色謹所奉寄附也 經 奏聞可申成 管符之状
件

延元々年卯月二日

左 中 将 義 貞（花押）

延元々年（西歴一三三六年）は後醍醐天皇のとき、同年
五月二十五日には有名な湊川の合戦あり、楠正成の戦死は
周知のとおり。義貞は延元三年七月二日 前藤島に戦死。

趣味と実用の
敷物専門店

こゝにし
香 西

山崎警察前

電話四〇七番



會員名簿

(12)

本町	武村てる子	上寺	福井りゑ	東鹿沢	富和たづ子
〃	住本 たき	大歳町	安井きぬえ	〃	小畑 めい
山田町	西川 幸子	〃	堀谷ともえ	〃	中村すが子
〃	森本美佐子	〃	船引ときゑ	〃	島関 勇
寺町	石崎よしゑ	〃	久保つたゑ	中鹿沢	田村 栄
紺屋町	新村まきゑ	〃	竹添 芳野	〃	大崎 ふみ
富士野	高井 信雄	〃	岩津マキノ	本鹿沢	大畑まつゑ
門前	前田庄次郎	〃	中川カスエ	〃	菅江まつゑ
今宿	常陰 静子	〃	谷口スミエ	〃	福家 睦子
〃	福井 条治	〃	船引 よつ	〃	竹ノ内信恵
〃	栗下源次郎	〃	久保しづゑ	〃	橋岡 清子
旭町	福井まさゑ				



● 七月二十八日正午より西鹿沢主催、奉賛会郷土会の後

援にて開斎神社夏祭典を執行し、村上町長、岸野教育長外奉賛会郷土会の役員及び会員多数参列、根岸官司により厳肅なる式典を挙行した。その後本多公民館にて談話会があり夜間は神社境内にて映画の余興もあつた。

● 安井金三郎氏の斡旋により当町出 現在九州日向市に居住

の藤本明達氏の特志により、開斎神社本殿前に一対の石燈籠が寄進せられ八月十二日に竣工これが据付けを終わりました。

● 本会春季見学旅行は五月二十日に決行した予定の人員を超過したので鳥取日ノ丸バス一台を招き三台の観光バスにて出発、神戸湊川神社及び生田神社へ参拝して、芦有新道に快適のドライブを楽しみ、六甲を越えて有馬温泉着三時間の自由行動の後、東条ダムを見学して戻り大変好評でした。

● 九月二十三日に本会秋季見学として、引原ダム、戸倉トンネルを通り鳥取方面への旅行を企画して居ります。詳細は案内書御覧の上早目に御申込みをお待ちします。● 郡内に伝つてゐる故事、風俗、民謡等随分珍らしいものがあると思ひますので会誌に登載いたしたくは御投稿をお願いします。

老松酒造
株式会社
電山崎45